## 函館市都市計画法施行条例の一部改正(案)の概要

## 1 改正の趣旨

市では、市街化調整区域の一部区域の土地利用について、都市計画法の規定に基づき、函館市都市計画法施行条例において建築制限を行っており、高齢者の介護施設等については、郊外立地による都市機能の拡散防止の観点から建築できないものとしているところであります。

このたび、介護保険法の一部改正により、「介護医療院」が創設されたことから、制限する建築物の用途に「介護医療院」を追加する改正をしようとするものです。

## 2 改正(案)の概要

条例別表中の建築を制限する建築物の用途に「介護医療院」を追加し、その用途に供する建築物の立地を制限します。

## 3 改正の時期

この条例改正は、平成30年第3回市議会定例会に議案を提出し、議決後、公布および施行を予定しています。

